

石垣（7）仮設トイレリース

件名	石垣（7）仮設トイレリース				
図面名称	表紙				
業務隊長	管理科長	工事企画			作成者
縮尺	——	作成年月日	R7.5.29	図面番号	1/3
石垣駐屯地業務隊 管理科 営繕班					

仕 様 書

- 1 件 名 石垣（7）仮設トイレリース
- 2 実施場所 沖縄県石垣市字平得大俣1273番404
陸上自衛隊石垣駐屯地
- 3 概 要 仮設トイレのリース
- 4 役務内容

(1) リースする仮設トイレの規格・数量

設置場所	規 格	数量
駐屯地敷地内	・簡易水洗トイレ（洋式） 洋式大便器、簡易水栓、汲取り式 耐風養生（1tブロック）	8基
	・手洗いシンク（1槽式）	4基

- (2) 仮設トイレ等の据付及び撤去 一式
- (3) 仮設トイレの汲取 一式（基準 週1×4箇所（場所：①、②、③、④）
- (4) 返却時の汲取及び清掃 一式
- (5) リース期間：令和7年7月1日～令和8年3月31日（基準）
④の設置場所については、令和7年10月31日までのリース期間とする。
（リース開始日の1200まで設置完了とし、リース終了日の1700までに撤去するものとする。）

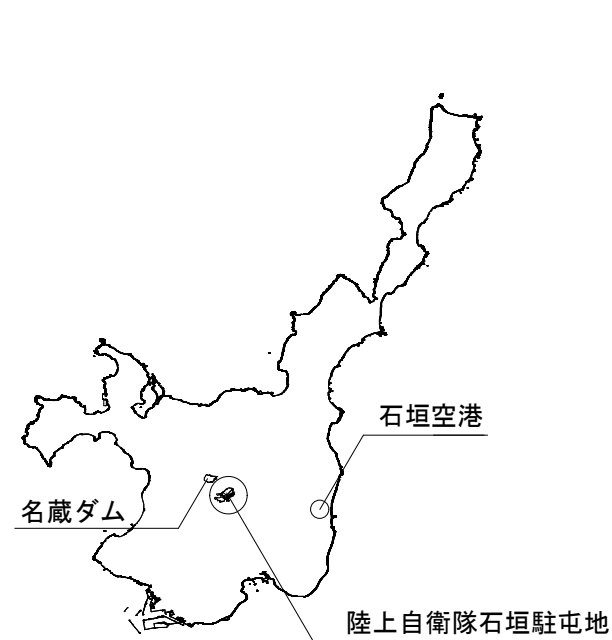
5 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書の定めに従い実施するものとする。
- (2) 役務以外の施設等には、損傷を与えないように十分注意して施工すること。
損傷を与えた場合は、担当官に報告するとともに業者負担において速やかに復旧すること。
- (3) 軽微なもので当然必要と思われる事項は、本仕様書に記載なくとも請負業者が実施するものとする。
- (4) 本仕様書及び役務に際し、疑義が生じた場合は担当官と協議の上実施するものとする。

6 特記事項

- (1) リース期間中において、トイレ本体及び付帯設備に不具合が発生した場合は、請負業者が調査を実施し、結果を担当官へ報告すること。その際、設備の経年劣化や機能不備に起因する修繕等、軽微な消耗品等の交換は、請負業者の負担により、実施するものとする。
- (2) 仮設トイレ撤去後は、現状復旧を行うものとし、担当官と協議を行うものとする。

- (3) 各仮設トイレは、1tブロックで耐風養生の処置を実施すること。
- (4) 仮設トイレの設置場所については、担当官の指示に従い、設置するものとする。
- (5) ①の設置場所については、駐屯地南側の大里農道から未舗装の農道等を通行し侵入する必要があるため、同経路を使用する八重山農林高校関係者、農業関係者等に注意して通行するものとし、細部は担当官の指示に従うものとする。



案内図 S = 1 / X

件 名	石垣（7）仮設トイレリース				
図面名称	仕様書・案内図				
縮 尺	—	作成年月日	R7.5.29	図面番号	2/3
石垣駐屯地業務隊 管理科 営繕班					

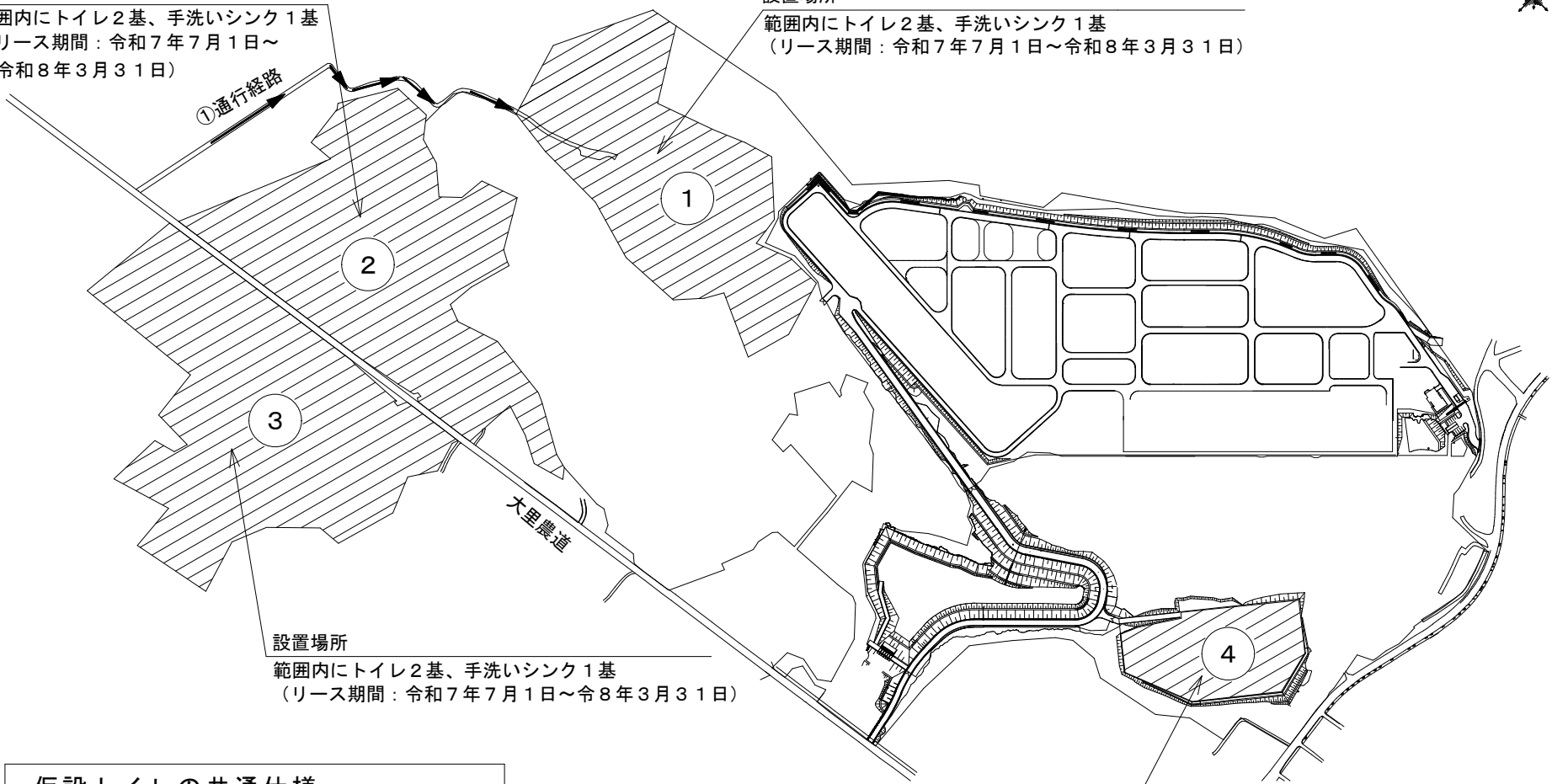


設置場所
 範囲内にトイレ2基、手洗いシンク1基
 (リース期間：令和7年7月1日～
 令和8年3月31日)

設置場所
 範囲内にトイレ2基、手洗いシンク1基
 (リース期間：令和7年7月1日～令和8年3月31日)

設置場所
 範囲内にトイレ2基、手洗いシンク1基
 (リース期間：令和7年7月1日～令和8年3月31日)

設置場所
 範囲内にトイレ2基、手洗いシンク1基
 (リース期間：令和7年7月1日～令和7年10月31日)



- 仮設トイレの共通仕様**
- 1 各トイレユニットに設ける付属品
紙巻器、女性用には、汚物入れを設けること。
 - 2 各トイレユニット及び出入口には、「男性用」「女性用」と判別できるような表示をすること。
 - 3 仮設トイレ等は、努めてきれいなものを搬入すること。
 - 4 各仮設トイレを耐風養生の処置をすること。

件名	石垣(7)仮設トイレリース				
図面名称	配置図				
縮尺	図示	作成年月日	R7.5.29	図面番号	3/3
石垣駐屯地業務隊 管理科 営繕班					